

9 酒 税

統計表を見るに当たって

- 1 この章の統計表は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。
- 2 酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール専売法の規定の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類されている。
種類は、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒である。

| 酒 税 の 税 率 | | (1kl当たり) |
|-------------|--------------|----------|
| 清 酒 | アルコール分 15度 | 140,500円 |
| 合 成 清 酒 | アルコール分 15度 | 79,300円 |
| し ょ う ち ゅ う | アルコール分 25度 | 248,100円 |
| み り ん | アルコール分 13.5度 | 21,600円 |
| ビ ー ル | | 222,000円 |
| 果 実 酒 類 | | |
| 果 実 酒 | | 56,500円 |
| 甘 味 果 実 酒 | アルコール分 12度 | 98,600円 |
| ウ イ ス キ ー 類 | アルコール分 40度 | 409,000円 |
| ス ピ リ ッ ツ 類 | アルコール分 37度 | 367,188円 |
| リ キ ュ ー ル 類 | アルコール分 12度 | 119,088円 |
| 雑 酒 | | |
| 発 泡 酒 | 麦芽25%未満のもの | 105,000円 |
| 粉 末 酒 | | 320,500円 |
| そ の 他 の 雑 酒 | アルコール分 12度 | 98,600円 |